

特別養護老人ホーム実恵園 利用料金表

令和3年8月1日

利用者負担段階	住民税	収入	要介護度	介護サービス費(単位:単位)										(単位:円)						
				基本料金	日常生活継続支援加算	個別機能訓練加算	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)	夜勤職員配置加算(III)	計(1日)	科学的介護推進体制加算(II)	処遇改善加算(30日)	特定処遇加算(30日)	計(30日)	利用者負担額	居住費	食費	利用者負担合計	高額介護サービス費還付金	実質負担額
第4段階	本人課税や、本人非課税であるが世帯に課税者が有る場合	介護保険利用者負担割合が3割負担の方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	31,424	96,818	25,650 @855	43,350 @1,445	165,818		
			要介護4	780						875	50	2,183	710	29,193	89,944			158,944		
			要介護3	712						807	50	2,014	655	26,929	82,967			151,967		
			要介護2	641						736	50	1,837	598	24,564	75,683			144,683		
			要介護1	573						668	50	1,668	542	22,300	68,706			137,706		
		介護保険利用者負担割合が2割負担の方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	31,424	64,545			133,545	20,145	113,400
			要介護4	780						875	50	2,183	710	29,193	59,962			128,962	15,562	113,400
			要介護3	712						807	50	2,014	655	26,929	55,311			124,311	10,911	113,400
			要介護2	641						736	50	1,837	598	24,564	50,455			119,455	6,055	113,400
			要介護1	573						668	50	1,668	542	22,300	45,804			114,804	1,404	113,400
		介護保険利用者負担割合が1割負担の方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	31,424	32,273			101,273	—	101,273
			要介護4	780						875	50	2,183	710	29,193	29,981			98,981	—	98,981
			要介護3	712						807	50	2,014	655	26,929	27,656			96,656	—	96,656
			要介護2	641						736	50	1,837	598	24,564	25,228			94,228	—	94,228
			要介護1	573						668	50	1,668	542	22,300	22,902			91,902	—	91,902
第3段階(2)	合計120万円を超える方で一定要件に該当する方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	31,424	32,273	11,100 @370	40,800 @1360	84,173	7,673	76,500	
		要介護4	780						875	50	2,183	710	29,193	29,981			81,881	5,381	76,500	
		要介護3	712						807	50	2,014	655	26,929	27,656			79,556	3,056	76,500	
		要介護2	641						736	50	1,837	598	24,564	25,228			77,128	628	76,500	
		要介護1	573						668	50	1,668	542	22,300	22,902			74,802	—	74,802	
第3段階(1)	合計80万円を超える方で一定要件に該当する方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	31,424	32,273	11,100 @370	19,500 @650	62,873	7,673	55,200	
		要介護4	780						875	50	2,183	710	29,193	29,981			60,581	5,381	55,200	
		要介護3	712						807	50	2,014	655	26,929	27,656			58,256	3,056	55,200	
		要介護2	641						736	50	1,837	598	24,564	25,228			55,828	628	55,200	
		要介護1	573						668	50	1,668	542	22,300	22,902			53,502	—	53,502	
第2段階	合計80万円以下の方で一定要件に該当する方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	31,424	32,273	11,100 @370	11,700 @390	55,073	17,273	37,800	
		要介護4	780						875	50	2,183	710	29,193	29,981			52,781	14,981	37,800	
		要介護3	712						807	50	2,014	655	26,929	27,656			50,456	12,656	37,800	
		要介護2	641						736	50	1,837	598	24,564	25,228			48,028	10,228	37,800	
		要介護1	573						668	50	1,668	542	22,300	22,902			45,702	7,902	37,800	
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者の方	要介護5	847	36	12	6	13	28	942	50	2,350	764	31,424	32,273	—	9,000 @300	41,273	17,273	24,000	
		要介護4	780						875	50	2,183	710	29,193	29,981			38,981	14,981	24,000	
		要介護3	712						807	50	2,014	655	26,929	27,656			36,656	12,656	24,000	
		要介護2	641						736	50	1,837	598	24,564	25,228			34,228	10,228	24,000	
		要介護1	573						668	50	1,668	542	22,300	22,902			31,902	7,902	24,000	

※ 利用者負担段階や収入要件等については、生活相談員にお尋ねください。

※ 介護保険利用者負担割合については、保険者から発行される「負担割合証」を確認してください。

※ 日常生活継続支援加算：介護福祉士が一定以上配置されていて、次のいずれかに該当すると加算されます。

①算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4または要介護5の者の占める割合が一定以上であること。

②算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められる事から、介護を必要とする認知症である者の占める割合が一定以上であること。

※ 看護体制加算（Ⅰ）：常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

※ 看護体制加算（Ⅱ）：次の要件を満たした場合に加算されます。

①看護職員を利用者25名に対し1名以上配置（3名）している。

②看護職員の24時間連絡体制を確保している。

※ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）：最低基準を1名以上上回る夜勤職員を配置した場合に加算されます。

※ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）：夜勤職員配置加算（Ⅰ）の基準を満たし、夜勤帯の時間を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：基本単位に加算単位を加えた値の8.3%が加算されます。

※ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）：基本単位に加算単位を加えた値の2.7%が加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）：次の要件を満たした場合に加算されます。

①入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること

②必要に応じて、サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること

※ 上記以外にも加算等がございますので、詳しくは生活相談員にお尋ねください。

※ 茂原市は地域区分6級地ですので、1単位10.27円で計算しております。